

座間市 通学路交通安全プログラム



令和5年9月改定

座間市教育委員会就学支援課

1. プログラムの目的

平成24年4月23日に京都府亀岡市で起きた登校中の児童らの交通事故死傷事件をはじめ、令和3年6月28日に千葉県八街市で起きた下校中の児童らの交通事故死傷事件等、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いでいる。

京都府亀岡市での事故を受けて、平成24年度に文部科学省・国土交通省・警察庁より「通学路緊急合同点検」実施の依頼があり、関係機関と連携して緊急合同点検を実施した。平成25年度も平成24年度の「通学路緊急合同点検」と同じ枠組みを使用して「通学路合同点検」を行った。

平成26年度以降においても、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関と連携体制を構築し、「座間市通学路交通安全プログラム」を策定する。本プログラムを実行して関係各課が連携し、通学路の安全確保を行うこととする。

また、平成30年5月に新潟県新潟市で起きた下校中の児童が殺害された事件を受けて、平成30年度に登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議にて「登下校防犯プラン」が取りまとめられた。このプランにある登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」を構築することについて、本市では本プログラムを令和元年11月に改定し、防犯対策を含めた通学路の安全確保を推進していくこととする。

2. 通学路の安全確保の推進体制について

通学路の安全確保を図るために、次の関係機関を「通学路安全推進体制」のメンバーとして、本プログラムを実行し、通学路の安全確保を推進する。

- ・教育委員会就学支援課保健給食係（取りまとめ担当）
- ・教育委員会教育指導課指導係
- ・くらし安全部生活安全課交通防犯係
- ・都市部道路課道路維持係
- ・こども未来部こども育成課こども育成係
- ・こども未来部こども育成課青少年健全係
- ・座間警察署
- ・各小学校教職員代表者、PTA 代表者

3. 取り組み方針

(1) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

市内小学校全校について、隔年で合同点検を実施する。(本プログラムで「通学路合同点検」を行わない隔年は、「国民安全の日」パトロール点検にて通学路安全点検を実施する。)

○合同点検の体制

小学校ごとに「通学路合同点検」を実施する。点検の際は、「2. 通学路の安全推進体制に

ついて」の内、就学支援課・生活安全課・道路課・座間警察署・各小学校教職員代表者・PTA代表者が参集して合同点検を実施する。他の関係機関については危険箇所の内容に応じて参加するものとする。

ただし、小学校代表者及びPTA代表者においては、点検該当校の代表者のみ参集する。

(2)対策箇所の抽出及び検討・集約・周知

点検箇所の抽出については自動車等の交通事故の危険性、不審者等による犯罪行為等に巻き込まれる危険性並びに発災時において、コンクリートブロック塀等の倒壊に巻き込まれる危険性、倒木に巻き込まれる危険性の観点から検討する。

なお、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに各担当がハード面の対策・ソフト面の具体的な対策メニューを検討し、そこで検討された対策メニューは集約を行った後、小学校ごとに周知する。

(3)対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(4)対策の改善・充実

対策実施後も実施箇所の確認を行い、必要に応じて対策内容の改善・充実を図る。

4. 「対策箇所図」及び「対策一覧表」の作成・周知

小学校ごとの点検結果及び対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小学校ごとの「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、「通学路安全推進体制」メンバーに周知する。

制定 平成26年4月

改定 令和元年11月

改定 令和5年9月